

職業訓練の受講を希望する保護者の方へ大切なお知らせです！

# お子様お預かりします！



お父さん・お母さんが職業訓練を受けている間、**無料**で子どもさんをお預かりする制度です。  
どうぞお気軽にご利用ください。

## ご利用開始までの流れ

高知県雇用労働政策課（088-823-9765）に託児所の空き状況についてご確認ください。  
※時期によって、託児所に空きが無い場合がありますので、**職業訓練申込の前に必ずご連絡**ください。

選考試験に合格

子どもさんと一緒（保護者の方のみでも可）に託児所をご見学いただき、託児サービス利用申込書に必要事項をご記入のうえ、**ご捺印**ください。また、**合格通知書の写し**を託児所にご提出ください。

申込書は訓練開始日までにご提出ください。

ご利用開始

※託児施設に空きが無い場合は、お預かりできませんのでご了承ください。

対象年齢

0才～就学前

料金

無 料

※ オムツやミルクについては持ち込みとなります。

時間

月曜～金曜

朝 8:30～夕方 17:30まで

※左記時間以外の託児サービスに係る費用は、保護者の方のご負担となります。

## ●利用対象者

職業訓練を受講することによって、子どもさんを保育することができない方で、同居親族その他の方が子どもさんを保育することができない方

## ●対象とする訓練

- ・ 県が専修学校や民間教育訓練機関に委託して実施する委託訓練（2年間のコースは除く）
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部が実施する求職者支援訓練
- ・ 介護労働安定センターが実施する離職者向けの職業訓練



託児先、Q&A、お問い合わせ先は裏面へ！

## Kid's Room

### いるかのジャンプ

高知市新本町2丁目17-3 沢田コーポ102

※高知駅北口から徒歩約1分

☎088-879-7007

## 白ゆり保育所

(5月末までご利用可能)

高知市一宮中町3丁目26-2

※土佐一宮駅出口から徒歩約12分

☎088-845-1073

# Q&A

Q. 職業訓練受講途中から託児サービスを利用することは可能ですか？

A. 利用対象者に該当すれば可能ですが、施設に空きが無い場合はご利用できません。

Q. 8:30～17:30以外の時間、子どもを預けることはできますか？

A. 可能（託児所の開所時間や受入れ状況にもよります）ですが、延長分の保育料は保護者の方のご負担となります。

Q. 職業訓練受講中、緊急的に短期間、託児サービスを利用することはできますか？

A. 短期間のケースについては、サービス利用の対象とはなりません。ただし、一定期間（1ヵ月以上）、利用対象者に該当することが分かっている場合は対象となります。ただし、この場合も施設に空きが無い場合はご利用できません。

Q. 受講している職業訓練がお休みの日に子どもを預けることはできますか？

A. 預けることはできませんのでご注意ください。職業訓練実施日のみご利用が可能となります。

お問い合わせ・申し込み

## 高知県雇用労働政策課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 088-823-9765 FAX 088-823-9277

Eメールアドレス 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

